

## 中国新法規速報 (2020年10月号)

外商投資企業の生産経営に一定の影響を及ぼし得る規定について、2020年9月に新たに発布された規定は下記のとおりです。ご参照下さい。

規定名称	商事制度改革を深化させてより一層企業のために緩和・負担軽減を進めて企業の活力を刺激することに関する通知
発布機関	国務院弁公庁
発布日	2020年9月1日
内容説明	当該通知においては、4つの方面において12項目の改革が掲げられている。第一に、企業開設手続の全面オンライン化を推し進め、かつ、オンライン手続を一本化すること。第二に、登録登記（住所、経営場所等）制度改革を刷新すること。第三に、企業の生産経営及び審査認可条件を簡略化すること。例えば、建築用鉄筋等5種類の製品について、審査認可を省級の市場監督管理部門に委譲し、化学肥料製品について、現在の事後現場審査から告知承諾に調整する。強制性製品認証制度の完全化を進め、輸出されて国内販売される製品の認証手続を簡略化する。第四に、事中・事後の監督管理を強化し、企業情報公示を強化し、信用喪失・懲戒メカニズムを健全化する。欠陥製品のリコール制度等の完全化を進める。

規定名称	養老機構管理弁法 (2020)
発布機関	民政部
発布日	2020年9月1日
内容説明	当該弁法においては、「養老機構」の概念が修正された。それによれば、「養老機構」とは、法により登記される、高齢者のために宿泊及びケアサービスを全日制で集中して提供する、10以上のベッド数を有する機構であり、営利性養老機構と非営利性養老機構とに分けられる。従前に改正された「中華人民共和国高齢者權益保障法」において、養老機構の設立に許可を必要とする旨の規定が削除されたことを受け、当該弁法においては、「届出管理」という専門の章が設けられ、届出に関する内容が詳細に定められており、具体的には、届出機関、届出時期、届出に必要な資料、届出の流れ、届出の変更、届出に関する情報の公開・共有等の内容が定められている。

規定名称	商業秘密侵害民事事件の審理に適用される法律に係る若干の問題に関する規定
発布機関	最高人民法院
発布日	2020年9月10日
内容説明	当該規定においては、特に技術情報及び経営情報について、「データ」という商業秘密の類型が取り入れられ、保護される商業秘密の範囲が拡大されている。 また、特定の顧客が商業秘密に該当することを認定するのに、「長期的で安定した取引関係」で

	<p>は十分な条件とはならないことが明確に定められており、従前に見られた誤解を正し、明確なガイドラインを提供し、商業秘密の正確な認定に利するものとなっている。</p> <p>さらに、法院が当事者又は事件部外者の申請に応じて訴訟過程において秘密保持措置を講ずることが定められており、それに従って負うべき民事責任及び刑事責任も定められており、商業秘密の二次的漏洩を防止するのに有効なものとなっている。</p>
--	--

規定名称	電子コマースプラットフォーム知的財産権にかかわる民事事件の審理に関する指導意見
発布機関	最高人民法院
発布日	2020年9月10日
内容説明	当該指導意見は、最高人民法院が初めて、電子コマース分野の知的財産権の保護問題を対象に発布した指導意見であり、計11条から成り、基本原則、一般規定、保護規則、管理措置、経営者の法的責任等の内容が掲げられている。

規定名称	経営者独占禁止コンプライアンス指南
発布機関	国務院独占禁止委員会
発布日	2020年9月11日
内容説明	当該指南においては、コンプライアンス管理制度、コンプライアンスリスクの重点、コンプライアンスリスクの管理、コンプライアンス管理の保障の4つの方面から、経営者が注視すべき競争上のコンプライアンスが掲げられている。また、企業内部において独占禁止コンプライアンス体系を如何に構築するかについて、枠組を提示するものとなっている。

規定名称	知的財産権侵害刑事事件取扱いに具体的に応用される法律に係る若干の問題に関する解釈（三）
発布機関	最高人民法院、最高人民検察院
発布日	2020年9月12日
内容説明	当該解釈は、計12条から成り、主に3つの方面の内容に分かれる。第一に、商業秘密侵害罪の認定・量刑基準が定められており、行為が社会にもたらす危害の程度に応じて、それぞれ損失計算方式が定められ、法律の適用基準が統一されている。第二に、登録商標冒用罪における「同一の商標」の認定、著作権侵害罪における「著作権の許可を得ていない」ことの認定、商業秘密侵害罪における「不当な手段」の認定等について、司法実務上の認識が統一されている。第三に、知的財産権侵害罪に対する刑罰の適用、いわゆる「寛厳相済刑事政策」の理解等の問題について、重きに罰する事由、猶予を適用しない事由、軽きに罰する事由が定められ、量刑基準がより明確になっている。

規定名称	ネットワーク知的財産権侵害にかかわる紛争に係る幾つかの法律適用問題に関する回答
発布機関	最高人民法院

発布日	2020年9月12日
内容説明	当該回答においては、知的財産権の権利者による保全の申立て、ネットワークサービス提供者及び電子コマースプラットフォーム経営者が連帯責任を負う条件、ネットワークアカウントの取扱い、ネットワーク上に掲げられる権利不侵害声明の期限、悪意ある権利不侵害声明に対する懲罰的賠償適用の条件、知的財産権の権利者による誤った通知の善意による提示に対する民事責任の免除等の問題について回答がなされている。

規定名称	法律適用標準の統一化業務メカニズムの完全化に関する意見
発布機関	最高人民法院
発布日	2020年9月14日
内容説明	当該意見においては、裁判尺度の統一、公正な司法の監督、法律適用上の矛盾の解決における最高人民法院の重要な役割が提唱され、最高人民法院による法律適用の問題の解決メカニズムの確立・健全化、各地に存在する法律適用基準の不統一に対する早急な組織的検討・解決が強調されている。また、各高級人民法院が最高人民法院の手法を参照し、それぞれの高級人民法院の管轄区における法律適用上の矛盾の解決メカニズムを確立することが要求されている。

規定名称	知的財産権侵害行為に対する懲罰を法により強化することに関する意見
発布機関	最高人民法院
発布日	2020年9月14日
内容説明	当該意見においては、知的財産権裁判の実務上の視点から、重点となる問題に焦点を当て、行為保全、証拠保全、挙証妨害、侵害停止、懲罰的賠償、法定賠償、重きに罰する措置等について定められ、司法保護の実際の効果を高めるものとなっている。また、各級の法院が様々な法律の規定の関連性（権利侵害の事実究明の過程における挙証妨害の認定、高きに準ずる法定の賠償、法により重きに準ずる刑事処罰等）に注視することが要求されている。

規定名称	ネットワーク安全等級保護制度及び重要情報インフラ安全保護制度の実施の徹底に係る指導意見
発布機関	公安部
発布日	2020年9月22日
内容説明	2020年4月に、ネットワーク安全等級保護制度2.0シリーズの国家標準である「ネットワーク安全等級決定指南」（GB/T22040-2020）が正式に発布された。当該意見は、当該指南を受けて発布されたものであり、かかる制度の指導思想、基本原則、業務目標、具体的措置等が掲げられている。

規定名称	上海市外商投資條例
發布機關	上海市人民代表大會
發布日	2020年9月25日
内容説明	当該条例は、2020年11月1日から施行されることになっており、計6章51条から成る。当該条例では、「開放拡大」という章が設けられており、開放の門戸を開くための機能の強化、商品・個々の要因レベルの開放から制度レベルの開放への転換が掲げられている。また、中国（上海）自由貿易試験区、臨港新片区、長江デルタ生体緑色一体化発展モデル区等の区域における開放拡大措置も、当該条例に組み込まれている。当該条例の主旨は、多国籍企業の地域本部及び研究開発センターの発展を推進し、条件に適合する企業に支援策を提供することにある。例えば、外国投資家が上海市において投資性会社を設立するのを奨励し、投資性会社が投資活動を法により展開するのをサポートし、持分取引、資金の出入り等のために便宜を提供するといった策が掲げられている。

以上

**免責文言：**本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

**文責：**水野海峰、巖海忠、仇海珍